

## 平成29年度山梨県相談支援従事者初任者研修実施要領

この研修は、相談支援専門員を目指す方  
サービス管理責任者を目指す方  
児童発達支援管理責任者を目指す方のための研修です。

### 1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること、及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する方の資質の向上を図ることを目的とします。

### 2 実施主体

山梨県（事業委託先：社会福祉法人山梨県障害者福祉協会）

### 3 対象者

ア 相談支援専門員としての業務に従事しようとする方（予定も含む）で、平成30年3月31日までに、相談支援専門員となる実務経験（別紙3参照）を満たす方

イ サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者としての業務に従事しようとする方

※平成29年度「山梨県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修」を受講予定の方は、本研修の1、2日目の受講が必須となります。

（但し、昨年までの相談支援従事者初任者研修の修了証書または受講証明書をお持ちの方は、本研修を受講する必要はありません。）

※「山梨県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修」の受講には別途実務経験を満たす必要があります。（別紙4）、（別紙5）で実務経験を満たしていることを確認のうえ、申し込みをお願い致します。

ウ 市町村または県職員等であって障害者総合支援法第77条、78条における相談支援事業に従事する方（予定も含む）。

### 4 研修日時と研修場所

- 1日目：平成29年9月 6日（水） 9時～17時
- 2日目：平成29年9月 8日（金） 9時～17時
- 3日目：平成29年9月28日（木） 9時～17時
- 4日目：平成29年10月3日（火） 9時～17時
- 5日目：平成29年10月6日（金） 9時～17時

1・2・4・5日目は山梨県自治会館講堂（甲府市蓬沢1-15-35）  
3日目はぴゅあ総合大研修室（甲府市朝気1-2-2）  
※受付は午前8時45分からとなります。

## 5 研修内容（予定）

- 1日目 ・ 障害者総合支援法の概要  
・ 障害者総合支援法等における計画作成とサービス提供のプロセス  
・ 障害者支援の基本姿勢
- 2日目 ・ 障害者の権利擁護・虐待防止  
・ 障害児者の地域生活支援  
・ 協議会の役割と活用
- 3日目 ・ 障害者ケアマネジメント概論・実践  
・ 演習ガイダンス
- 4日目 ・ 演習
- 5日目 ・ 演習のまとめ

6 定員 130名程度（山梨県内に所在地がある事業所等に所属する方。）  
全日程（5日間）の定員は演習の講師等の関係で80名程度とさせていただきます。

## 7 修了証書等

全日程（5日間）の研修を修了した方には修了証書を交付します。

1、2日目の研修を修了した方には受講証明書を交付します。

※原則として、遅刻、早退、退席等があると修了証書の交付はできません。また、居眠りや不必要な携帯電話の使用等著しく受講態度が良くない場合は修了証書等を交付できない場合があります。

## 8 申込方法

申込書（別紙1）を用いて平成29年8月22日（火）午後4時必着で、次の宛先まで郵送にてお申込ください。

〒400-0005

甲府市北新一丁目2番12号 福祉プラザ1階

山梨県障害者福祉協会 研修担当 行

## 9 受講費用

受講料は、資料代として2,000円（税込み）とし、受講決定通知時に払込取扱票等の関係書類を同封致しますので、法人またはご自身で振込を行ってください。なお、ご自身の都合で受講できなくなった場合には、返金には応じられませんのでご了承ください。

10 特別措置

研修の受講にあたり、特別な措置が必要な場合は、申込書（別紙1）の特記事項にその内容を記載してください。（「車イス使用」、「手話通訳必要」、「介助者同席」等）

※希望に十分に対応しきれない場合もありますが予めご了承ください。

- 11 自然災害（台風等）による急な日程の変更は山梨県障害者福祉協会のホームページ（アドレス：<http://www.sanshoukyou.net>）にその旨を掲載いたしますのでご確認ください。

社会福祉法人山梨県障害者福祉協会 研修担当

〒400-0005

甲府市北新一丁目2-12 福祉プラザ1階

電 話 055-252-0100

FAX 055-251-3344